

庁舎・構内・駐車場等警備要領

庁舎等警備業務

1 日及び時間

- (1) 平日は、8時15分から17時及び17時から翌日の8時15分まで
- (2) 日曜日、祝日、国民の休日、年末年始、土曜日（以下「休日」という。）は24時間

2 庁舎等警備業務は次の事項とする。

- (1) 盗難、火災、不正行為等の防止及び予防
- (2) 定められた門及び玄関出入口等の開閉・解錠又は施錠
- (3) 職員及び関係者への鍵の貸出及び使用についての管理（別紙様式2の1等による）
- (4) 庁舎及び構内の巡回点検、各室の施錠状況の確認並びに構内秩序の維持管理
- (5) 駐車場内の巡回並びに秩序の維持管理
- (6) 来訪者の受付及び案内
- (6) 郵便物、小包、新聞等の受領業務
- (7) その他警備に付帯する業務

3 警備員は一定の服装（制服）により、正しく丁重な言語及び態度をもって、親切公平に相手方に接するものとする。

4 警備員は、原則として1名とする。警備員の勤務時間・場所については平日の8時15分から17時までは玄関守衛室、平日の17時から翌日の8時15分、休日の8時15分から翌日の8時15分までの24時間は夜間受付室及び宿直室を定位置とする。

5 警備員の引継ぎ場所は夜間受付室とし「庁舎・構内・駐車場等警備日誌（別紙様式1）」（以下「警備日誌」という。）、鍵、その他業務全般について、確実に引継ぎを行うものとする。

6 非常事態の発生又は発生が予測されるときは、必要な措置を行うとともに、速やかに別に定める森林管理局長が指定した職員（別紙2）に通報し、その指示により、適切な措置を講ずるものとする。

（1）特に、震度5強以上の地震や火災が発生した場合

- ア 日中 在庁職員及び外来者に対して、安全の確保や避難誘導を行う。
火災が発生し、初期消火が可能であると判断したときは、安全に留意し、付近に設置されている消火器により消火にあたる。
- イ 夜間・日中 参集した職員等が入れるよう会議棟西口出入口の開錠をする。
火災が発生した場合、消防官署に通報する。初期火災が可能であると判断したときは、安全に留意し、付近に設置されている消火器により消火にあたる。

7 門扉の開閉等は次の要領により行うものとする。但し、森林管理局長が指定した職員から別段の指示があったときは、その指示によるものとする。

（1）庁舎の門の開閉

- イ 西側正門（北側・南側） 7時開放、19時閉鎖・施錠。但し、休日は閉鎖。
- ロ 西側通用門 6時開放、22時閉鎖。但し、休日は鎖を上げておくこと。
- ハ 西北側通用門 常時閉鎖・施錠

ニ 東 門	7時開放、18時閉鎖・施錠（休日は閉鎖）
(2) 本庁舎出入口	
イ 正面玄関	7時開放、18時閉鎖（休日は閉鎖）
ロ 北側出入口（中庭）	7時開放、18時閉鎖（休日は閉鎖）
ハ 東側出入口（センター）	常時閉鎖、（18時閉鎖確認）
(3) 会議棟出入口	
イ 東側出入口（中庭）	6時開放、18時閉鎖 18時以降オートロック（府外退出のみ可） 休日は府外退出のみ可
ロ 西側出入口	6時開放、21時閉鎖 21時以降オートロック（府外退出のみ可）

8 庁舎及び構内の巡回点検は、21時から実施し、巡回に当たっては巡回時計を携帯し、巡回箇所及び巡回経路は別表「巡回箇所及び巡回経路」によるとともに、次の点に留意すること。但し、森林管理局長が指定した職員から別段の指示があったときは、その指示によるものとする。

- (1) 巡回経路及び経路に接する部屋の戸締まり、金庫、机、ロッカー等の異状の有無の点検
- (2) 湯沸、ストーブ、電気、ガス等異状の有無の点検
- (3) 各部屋のエアコンスイッチの確認
- (4) 不必要な点灯、放水、灰皿放置等の有無
- (5) その他異状の有無

9 巡回中に施設、器具等の破損及び異常を発見したときは、その措置を行い、警備日誌に記載し報告するものとする。
異常が重大と認めたときは、第6号を準用する。

10 来訪者には、原則として入局届（別紙様式3の1又は3の2）に記入させ、「一時通行証」を貸与し退出時に回収するものとする。休日の職員の来庁時には、原則として出退庁簿（別紙様式4）に記入させる。

11 郵便物等が配達されたときは、書留郵便にあっては書留接受簿（別紙様式5）・宅配荷物については荷受簿（別紙様式6）に記入し、受取人に取り次ぐものとする。
また、勤務時間外の配達については、書留接受簿・荷受簿に記入のうえ保管し、翌朝守衛に引継ぐものとする。

12 外部からの電話については応答し、在庁中の職員に取り次ぐものとする。

13 冬季（通常は12月始～2月末とし、別途指示する）は正面玄関脇の「ペレットストーブ」に清掃後8時00分に点火し、15時30分に消火すること。

14 その他警備に付帯する業務について、不明確と認められる業務については、四国森林管理局長が指定した職員の指示を受けるものとする。